

番号	質問	回答
1	<p>公募申込期限までに提出できない書類がある場合は申込できないのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地売買契約書もしくは建物賃貸借契約書</li> <li>・配置図、平面図、立面図</li> <li>・各室面積表</li> <li>・地元住民への説明記録</li> <li>・施設建設工事費見積書、設計監理業務見積書</li> </ul>	<p>原則として、公募申込にあたり提出書類をすべてそろえていただく必要があります。</p> <p>ただし、添付資料について期限内の提出が難しい場合、可能な限り早急に提出することを条件として、期限後の追加提出を可とします。（その際、提出期日についての確約書を求める場合があります。）</p>
2	<p>【認知症対応型共同生活介護の設備】</p> <p>市の基準上特に定めのない以下の設備は、必須ではないのか。</p> <p>①相談室②職員休憩室③職員更衣室④各ユニットごとの事務所（両ユニット兼用で建物に一つの事務所）⑤防災備蓄庫⑥敷地内駐車場3台以上（敷地内2台は確保）</p> <p>また、①～⑥が「整備することが望ましい」又は「必須」の場合、同一敷地建物外（隣接地）で整備することで代替え案が可能か。</p>	<p>市の基準条例上、特に必要とされてはおりませんが、利用者やその家族等からの相談に応じるスペースの確保や職員の働きやすい環境を整えるうえでも、整備することが望ましいものと考えます。</p> <p>また、これらの設備については、職員の移動時間を鑑みると、同一建物内で整備されていることが望ましいと考えられますが、業務に支障がない限りで隣接地への整備も差し支えありません。</p> <p>（注意）この場合、同一建物内での整備とはいえないことから、当該部分については、補助金の種類によっては、一部対象外になる可能性があります。</p>
3	<p>エレベーターは他市の場合、「ホームエレベーターでも可」や「ストレッチャー収納可能なエレベーター」など様々であるが、所沢市の場合はどうか。</p>	<p>基準条例上、特に定めはありませんが、老人ホームに該当する施設にエレベーターを設置する場合には、少なくともバリアフリーに対応したエレベーターを設置することが求められると考えます。詳細については、市の建築担当課での確認をお願いいたします。</p>
4	<p>定期巡回型訪問介護看護を同時で応募する場合、隣地賃貸建物で申</p>	<p>今回の定期巡回との併設の条件については、必ずしも同一建物内での設置を求</p>

	<p>し込むことは可能か。それともグループホームと同一敷地内に設ける必要が必須になるのか。</p>	<p>めるものではないものとします。ただしこの場合でも、今回の公募の趣旨から、同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、この範囲内での設置であることを条件とします。</p> <p>（注意）この場合、同一建物内での整備とはいえないことから、当該部分については、補助金の種類によっては、一部対象外になる可能性があります。</p>
5	<p>緊急事態宣言下での住民説明会の方法について</p> <p>集団での説明会は、感染防止上好ましくはないが、どのような方法をとるのがよいか。</p>	<p>感染症まん延防止のため、地域住民への説明方法については、説明資料を用意した上で、例えば、以下の方法によることが想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別に自宅を訪問し、インターホン越しで説明を行う。</li> <li>● 訪問時に不在だった場合は、説明資料を投函する。資料には、住民が意見や質問を行うことができるように、問い合わせ先を記載すること。</li> <li>● 地域住民から要望があれば、個別に、対面での説明を行う。</li> </ul>
6	<p>様式2 事業計画概要書内の「事業費及び資金計画」の記載について</p> <p>オーナー整備型の場合、当該項目は運営業者のみの各項目に対しての事業費のみを記載すれば良いか。</p> <p>事業費内の建築設備費も運営事業者のみで考えると0円ですが、オーナーと運営業者一体として、当該様式に入力との見解であれば、事業費も資金計画もオーナーと運営業者双方が負担及び受領予定の補助金額を入力するようになるかと考える。</p>	<p>様式2 事業計画概要書について</p> <p>オーナー整備型の場合は、運営事業者に係る事業費及び資金計画について記載をしてください。</p> <p>そのため、質問の場合は、建築設備費等は「0円」と記載するので構いません。</p> <p>また、補助金額についても、運営事業者が活用を検討している補助金についてのみ記載をしてください。</p>

7	<p>様式 12 「役員名簿」内の「主な略歴」及び「兼務状況」について</p> <p>「主な略歴」は、非常勤役員については、現在他法人の役員等を担っている場合には、その内容を記載することで良いか。</p> <p>「兼務状況」は、「主の略歴」と同様でしょうか。それとも当該法人内の兼務のみで捉えればよいのか。</p>	<p>「主な略歴」については、現在の兼務の状況に関わらず、主な経歴について簡単に記載をしていただければ構いません。(例えば、これまで担ってきた業務内容や現在の状況など)</p> <p>「兼務状況」については、他法人の役員等を兼務している場合は、その内容について記載をしてください。</p>
8	<p>法人内に複数の事業所がある場合に既存事業所とはどの事業所を指しているのか。</p>	<p>介護サービス事業所を指しています。</p>
9	<p>預金残高証明書は、法人全体の全銀行のものを提出しなければならないのか。</p>	<p>法人として、事業所の整備を行うための資金やその後の運転資金等が十分に備わっているかを確認します。</p> <p>そのため主要口座等で十分な資金力が確認できるのであれば、全銀行の提出がなくても構いません。</p>
10	<p>直近5事業所分の実地指導とあるが、この「実地指導」は介護施設だけか。</p> <p>「直近5事業所」という意味は、現在からさかのぼって時期的に近い5番目までの事業所の「実地指導」記録を出すように、という解釈でよいのか。</p>	<p>施設サービスに限らず、居宅サービスや地域密着型サービスを含む全ての介護サービス事業所を対象とします。</p> <p>現在からさかのぼって時期的に近い5事業所分を提出してください。</p>